

【上京区の文書 解説】

〔はじめに〕

この解説は、原則として『史料 京都の歴史 7 上京区』（京都市、昭和 55 年）の巻末に収録された文書解説に基づいています。

掲載にあたっては、誤植を正したり、一部削除したところなどもありますが、原則としてもとの文章のとおりとし、文意は改めませんでした。ただし、現状と明らかに異なる場合などでは、注記を加えたところもあります。

以上の点をご勘案いただき、各文書の内容について参考にしていただければ幸いです。

◆Km001 高嶋(弥)家文書

高嶋家文書は、時代的には、年紀の明確なもので、寛政期から明治までのものを含んでいるが、その大半は天保から安政ごろのものである。その内訳は、借用および受取などの証書類が 214 点で大部分である。ほかにも、下知状、講規則、口上書、由緒書、書状なども若干残っている。

高嶋家はその屋号を茶染屋と称して、鷹司家の貸附所の御用を行なっていた家で、その関連で、年月日は未詳であるが、幕末ごろの鷹司家貸附会所定法、安政 5 年鷹司家名目銀借分控などがあり、また、銀子借用証文、同願書など、鷹司貸附所宛の文書が多く残っており、両者の密接な関係を示すとともに、当家文書の特徴をなしている。また、嘉永 5 年の嵯峨御所貸附所の御用元委任状からすると、高嶋家は同所の貸附所用向きも委任されており、このような当家の性格上、数多く残されている借用証文も一般町人のものは少なく、ほとんどが公家、寺社、武家関係者のものであることも、大きな特色となっている。

さらに、当家文書の特徴を示しているものに、造醤油仲間関係の文書がある。その点数は、天保期に解散された仲間の再興に関する嘉永 4 年の差入証文、慶応 4 年と推定できる造醤油高および桶数改、同じく造醤油高改とわずか 3 点ではあるが、醤油仲間関係の興味ある文書である。

◆Km002 万亀楼文書

生間流の包丁道家元である万亀楼は、猪熊通出水上る蛭子町の西側に所在する京都きつての老舗を誇る料亭である。家伝によると、享保年間の中ごろに開業したといわれ、屋号を万屋と称した。現在地に移ったのは天保年間といわれるが、生間流包丁道の免許をうけたのは明治 37 年になってからである。創業以来、しばらくは魚店であり、のち席貸の免許をうけて料理屋としての不動の地位を得ることになった。

したがって万亀楼の叙上の由緒によってみるとおり、当家文書群は大別して料理関係文書と上之魚店関係文書にわけられる。それを子細にみてみると、さらに免許類 5 点、料理書および諸記録 59 点、魚問屋仲間関係文書 8 点などに類別される。このなかで注目すべき

は、生間流京包丁人が残した献立次第である。これらの諸記録は 7 点に達するが、なかでも元和～寛永初年における将軍上洛に伴う献立次第は京都に残されている貴重な史料の一つである。とくに、寛永 3 年、菊と葵の親和を示した二条行幸の盛儀における献立記録は圧巻である。このほか珍しいものとしては、天和～正徳期における朝鮮人来聘使の上洛に際しての御饗応御献立があるが、この二つの記録はともに生間出雲守の筆になるものである。当家文書のもう一つの性格を示す魚問屋関係文書では、上之店の魚問屋仲間の掟法を示した明和 6 年の上之店の魚問屋恵美須講定書なる全 19 か条の文書があり、また生洲仲間の設立願書がある。いずれも仲間関係文書として貴重なものであり、京の生業の一端を示してくれる。

◆Km003 本禅寺文書

本禅寺は、建立時は四条堀川に位置していたが、天正 19 年の豊臣秀吉の京都都市改造に伴い現在の地に移転してきており、当寺文書中にも、延宝 4 年の高堀取り壊わしについての取交わし証文、また土居地拝領についての受取証文（延宝 6）など、当時公用地であった旧土居地と当寺敷地との関連を示す文書が 4 点残されている。また、寺のあり方を示す相伴衆定書（永禄 7）、寺中定書（元禄 3）、過去帳などの文書も豊富である。さらに本寺にあたる本成寺の置文写（嘉暦 2）なども残されている。

◆Km004 立本寺文書

立本寺には、開山石碑志、釈迦如来像靈驗記、および金仏之縁起（寛文 8）と、後水尾上皇が寺内に与えた園林堂の縁起（寛文 6）などがある。さらに、日什の法門についての起請文（康暦 2）や、慶長 13 年日弘 52 か条寺内式目写、あるいは立本寺過去帳（延宝 4）があり、当寺の成り立ちや寺歴を示している。そのほかには、明応 5 年室町幕府奉行人奉書や、元禄 4 年感応寺ほか 2 寺の改宗一件の証文写、経文 1 巻、権僧正日抽画像などがある。

◆Km005 本法寺文書

本法寺は上京区本法寺前町に所在する日蓮宗本山で、開基は不受不施を唱えた日親。元は四条高倉にあったが、豊臣秀吉の洛中整理によって現在地に移転した。本阿弥家の菩提寺で一族の墓が境内にある。

本法寺所蔵の文書は、(1)本尊曼荼羅・祈祷経等の聖教類、(2)寺法度、寺由緒、朱印状、寄進状等、寺の運営や本阿弥家などをはじめとする檀家との関連を示す文書、(3)当寺に伝来している経緯は明らかではないが、現在は屏風に貼交にされている足利義昭、徳川秀忠等の書状の 3 種類に大別できる。

当館では、このうち、(1)に類するもの 3 点、(2)に類するもの 11 点が閲覧できる。(1)類としては文明 8 年の日親本尊曼荼羅、また日常法華曼荼羅等であり、(2)に類するものとしては、開祖日親自筆の立正治国論、同じく日親筆の本法寺縁起、また、日親以後、当寺

の中興の祖といわれる日通の書き置きなどがあげられる。当寺のあり方をうかがわせる文書としては、延徳 3 年の本法寺門院法度や、寛文 2 年の中山坊法華経寺寺家の起請文なども残されている。

このほか、北区に関する文書 22 点もあり、光悦寺関係と妙秀寺関係の 2 種類に大別される。両寺とも本阿弥光悦ゆかりの寺で鷹ヶ峰にあったが、明治初年に妙秀寺は廃され光悦寺に合併された。光悦寺関係では、元禄期の除地証文写 3 点、文化 4 年の借用証文 3 点、明治 3 年の住持転住にかかわる口上書・達書 7 点、明治 5 年の境内除地絵図 1 点などがある。妙秀寺関係は、元禄 10 年の除地に関する覚の写や、天明 8 年・天保 11 年・元治元年の妙秀寺建物絵図并調書写 3 点など。

注)この項目は、『史料 京都の歴史 6 北区』(平成 5 年)と『史料 京都の歴史 7 上京区』(昭和 55 年)の解説文に基づき、編集したものです。

◆Km006 本満寺文書

本満寺は、近衛道嗣の子の日秀を開基とする日蓮宗の寺院である。久遠寺貫主申請の条目についての本満寺起請文(慶長 8)や、末寺一覧 2 点(正徳 5、ほか 1 点年未詳)から、当寺には多数の末寺や塔頭があったことが知られる。また、ほかには日秀の和歌詠草や、祖師尊像の縁起(慶長 5)や、享保 4 年進藤長之寄進状などがある。

◆Km007 木村(卯)家文書

木村家は西陣に居住し、宝暦年間以来、篠(笹)屋を屋号とする上仲買である。しかし、木村家はたんに仲買をのみ営んでいたのではなく、糸商を兼ね織元の役割を果たし、また織屋と直接取引をする問屋でもあったわけで、きわめて広範囲の領域に活躍する商家であった。

この木村家に所蔵される文書は、宝暦 7 年を最古として、以後、昭和にまでいたっているが、文書の残存状況は寛政から天保に集中している。文書は、(1)触等の法令関係、(2)家屋敷売買・金銭等証文関係、(3)経営関係に大別できる。(1)では天保 12 年~14 年にかけての御改革留 4 冊が目されるもので、天保改革の京都に及ぼした影響を知ることができる。(2)は宝暦 9 年を最古とするが、金銭証文のほかに奉公人請状などがみられる。(3)は当家の文書の核をなすもので、その内容も仕入請状、算用帳、勘定帳など多岐にわたるが、なかでも勘定帳(本帳)は宝暦 7 年以降、明治 45 年までみられ、西陣仲買の経営状態を長期間にわたって明らかにすることができる貴重なものである。なお、上記 3 分類のほかに書状類があるが、これは木村家と奉公人の間で交わされたものを主とし、主家と奉公人の関係を知る興味深いものだろう。なお、同家の文書は昭和までのものを含むと 971 点あり、その目録は同志社大学人文科学研究所より『西陣木村卯兵衛家文書目録』として刊行されている。なお、当館で閲覧できるのは、その内の主たる 88 点である。

◆Km008 小川(忠)家文書

小川家は煎茶小川流の家元で、小川可進(天明元～安政2)が一家をなし、代々後楽堂を称している。“茶は活物なり”とする姿勢で煎茶にのぞみ、喫茶烹法に新風を吹きこんだ。その息吹のうかがえる茶会記2冊が残されている。

◆Km009 小西(淳)家文書

小西家には、茶道関係の文書が残されている。近世中期以降の茶会記の写があり、表千家の不審庵、裏千家の又隠、中村宗哲、久田宗也、千切屋甚兵衛席など、数多くの貴重な茶会記である。また、延享元年に書かれた茶事の四季献立、天明7年の茶道聞書、宇治茶師茶銘覚、古作名物釜、万積形之図がある。

◆Km011 本郷卯一郎氏所蔵文書

本郷家は、九条家に仕えていた家であつたらしく、公家関係の文書ばかりが残されている。なかでも、延宝4年に九条綱平が二条光平の養子となった際の関係のものが多く、二条様以石君様養育記(延宝4)、若公御方御名乗字日次記などがある。そのほか、三条西家関係としては過去帳断簡などが見られる。

◆Km012 広沢家文書

広沢家文書は、諏訪(博)家文書(km040)とともに、親戚である諏訪家に所蔵されているものである。広沢家は、播州姫路酒井家を主として、諸方の大名の用達をつとめた家で、屋号は二文字屋。『京羽津根』(元治版)には、酒井雅楽頭(姫路)用達広沢久右衛門、下立売新町南に住すと記される。

文書中、もっとも注目すべきは、紀州湯浅産醤油の京都輸入に関する文書25点である。岡村秀太郎『京都醤油史蹟』によれば、紀州藩ではかねてより自国湯浅産醤油の京都での販売を計画、用達二文字屋(広沢)仁左衛門、河井十右衛門の2人に売りさばきを命じた。ところが、他国醤油売問屋仲間を通さずに販売しようとしたために文化14年には仲間から訴えられるにいたった。結局は、他国醤油売問屋仲間の手により、数量を制限したうえで売りさばくことに落ち着いた。広沢家文書には、広沢・河井両家から仲間へ出した念書など、『京都醤油史蹟』所引の仲間側の史料をおぎなうことができる証書類がまとまって残り、京都への他国製品流入の状況を如実にあらわしている。

つぎに、姫路藩用達関係として、文政2年に広沢仁左衛門が姫路へ参向した時の一件書類25点。藩主や家中への進物を控えた帳面、あるいは進物に対する礼状からは、藩と用達との密接な関係がうかがえる。また、道中の小遣帳、人馬駄賃帳は当時の旅行の様子を知る史料でもあろう。この旅行の概略は、往復の旅日記によって詳細に知られる。

ほかに大名との関係を示すものとしては、舞鶴・小倉(豊津)・高槻・鶴舞・古河の各藩に融通した金銀の証文の留帳(享保～安政)、および御用日記2冊(寛政5～享和2、享和2)

～文化 2) が残されている。前者によれば、総貸附高は金に換算して 1 万両をはるかに超えて、大名の窮乏を数字のうえで物語っている。ほかには、諸大名からのものも含む証文、および書状が多量にある。

◆Km014 芥川(理)家文書

芥川家は、財(材)木屋と号し西陣織物の販売を営んでいた家である。文書の内訳は、31 点が財木屋彦兵衛宛の、4 点が同人から出された、それぞれ証文の類(寛政～慶応)。このほか、家訓(文化 8)、奉公人請状雛形(女・子供各 1 点)、書状、宗旨送り手形、天保飢饉時施行褒賞一件留書、以上である。財木屋彦兵衛宛の証文類は、ほとんどが財木屋からの金銀の借用に関するもので、そのうち、織屋から出された絹代銀前借証文には、製品の全部を財木屋へ納品することを条件とするなど、織屋支配の状況があらわれている。

◆Km015 西陣小学校所蔵文書

学校に関連したものには、学校沿革誌、校史草案、明治末からの旧職員履歴書の綴、明治 17 年ごろの校務日記の 4 点が保管されている。このほか、西陣機業研究に欠かせない西陣天狗筆記(上下 2 冊)と高機大帳序文がある。前者は西陣機業に関する資料を選録したもので、幕末期に成立した。原本の所在が不明のため、過去 2 回の活字化に際し、同校蔵の写本(昭和 14 年写)が善本として底本に使用されている。後者は高機八組の諸記録を集めたものである。

注)西陣小学校は、平成 7 年 3 月に閉校。

◆Km016 西陣織会館所蔵文書

西陣織会館に所蔵されている文書は、ほとんどが西陣高機織屋仲間の一つである縮ミ縮緬織屋仲間関係の文書である。まず、表紙に天保 3 年の年紀のある諸証文之控という帳面は、安永 5 年 5 月から慶応 3 年にいたる江戸時代中後期の同仲間に関する証文類の留帳である。その中でもっとも多いものは、新規に加入する者から仲間の行事役へ差し入れられた誓約書である。そのほか、中買より仲間に宛てられた約定書や仲間から奉行所への上申文書などが記録されている。当時の縮ミ縮緬織屋仲間の実情が把握できる好史料である。また、仲間の構成員やその動向を知ることができる鑑札割印控帳 3 冊(文政 7、天保 6、安政 3)や仲間名前帳 5 冊(文政 4、嘉永 6、安政 4、文久 2、慶応 4)、そのほか、高機織屋仲間八組宛の糸練り渡世人連印約定書(安政 4)、明治元年 12 月同八組と中買衆が取りかわした議定書、御寮織物仲間定(天保 12)の写も残されている。

◆Km017 檜林(忠)家文書

檜林家は、代々オランダ流の外科医である。檜林家歴代のなかには、『良医名鑑』(正徳 3 刊)や『天保医鑑』(天保 14 刊)に名をとどめる名医がでていいる。文書は医業にかかわるも

のが17点と少ないが、治療の結果に不服を申し立てない患者側の誓約書4点、オランダ流外科金瘡口伝を授かる門弟の誓詞8点がまとまったものである。そのほか、書状、養子破縁関係、家業相続、家屋敷譲状、賀川家の婚姻関係、借用証文など雑多なものが残っている。

◆Km019 古川(茂)家文書

古川家は、高嶋屋を名乗る造酢家である。文書は造酢にかかわるものは3点で、造酢仕法や、売値段などを記した上申書、幕末期の高嶋屋の造酢高・販売高・売値段の傾向を知る返答書、酢銘「玉川」の由来のわかる由緒書が残されている。そのほか、古川家にかかわる文書は11点で、明治初年の貧窮者施行や小学校への献金に対する褒状、徳大寺殿町戸長任免の辞令、書状などがある。古川家に直接関係のないものは4点で、ペリーおよびアトタニスの画像、ペリー来航時の浦賀沖の図と、差出人不明の会計局会計請書写である。

◆Km020 藤井正雄氏所蔵文書

文書は大別して、(1)上賀茂社・公家関係、(2)両替屋永原屋関係の2種類に分類することができる。

この中でも、量的にもっとも多いものが、藤井家が上賀茂社の社家であった関係から、(1)分類のものである。元和元年の上賀茂社中宛の徳川秀忠朱印状、賀茂諸神事次第(貞享3)、賀茂正遷宮宣旨および宣命送文(寛保元)、賀茂往来田禊掃除役定書(明和5)、賀茂年中行事秘記(天保10)、上賀茂付近図(天明ごろか)などが上賀茂関係の代表的な文書である。そのほか、証書類の中にも社家である岡本家のものが残されており、また上賀茂社大嘗祭由奉幣送文、系図類においても賀茂清一流系譜がある。(1)分類に入れてよいものとして、点数は若干ではあるが西賀茂村村役人宛の銀子上納覚、上賀茂社の神領書上げなどもある。公家関係のものとしては、慶長18年と20年の禁中并公家中諸法度の写などがあるが、各所で行なわれた連歌会詠草、また烏丸資愛、冷泉為村などの公家の書状29点、および中御門良子をはじめとする女房消息22点も、この分類に入れることができよう。

(2)の文書群は、本両替・掛屋を営んだ永原屋久兵衛関係のものである。これは、永原屋の相続関係と商売関係に区分できる。後者はまた、本両替仲間の定書等の仲間関係、金子借用等の諸証文、取引先からの書簡類に細分することができる。

まず、相続関係の文書は、寛文4年、油小路上長者町上る甲斐守町に家屋敷を永原屋が買得した証文をはじめとして、如久、久音、久兵衛等、天和4年から元禄10年にわたる永原屋の遺産相続に関する書き置きや受取証文である。これらの書き置き類から、永原屋一族が当時すでに甲斐守町と東橋詰町を中心とする一帯に集住していた可能性が強い。

商売関係の文書では、仲間中連印の請書や定書が目できよう。分銅改についての請書(延享2)や両替町通竹屋町下る松竹町針口屋宅での朝昼二番相場についての定書(宝暦12)等により、130余名の仲間構成員を確認できる。また、貸付等11か条についての定書

(寛政6)や株仲間解散に伴う金銭問題に関して、永原屋から御掛屋仲間に宛てた証文(弘化2)も興味深い。これらの文書から、永原屋久兵衛は、幕末には室町通丸太町上る大門町に居住していたことがわかる。つぎに、一般的な諸証文は圧倒的に銀子借用および受取証文が多く、とくに播磨国佐用・揖西・宍粟三郡のうち15000石の領地を治めた森長俊との取引証文が比較的まとまって残されている。最後に、書簡類はほとんどが永原屋久兵衛宛で、しかも年始の進物に対する礼状である。主な差出人をあげると、立花鑑虎以下4代にわたる筑後国柳河藩主、稲葉景通以下3代にわたる豊後国臼杵藩主、周防徳山藩主毛利元次等で、大名相手の本両替商らしい性格がよくあらわれている。このほかに、藤井正雄氏所蔵の文書には芝大宮町文書があり、それについては文書目録の部に掲載した。

◆Km021 鳥居(喜)家文書

鳥居家は、享保年間ころから紋屋町に住み、延享2年に公認された高機織屋七組仲間に属して、すでにこのころから高機織屋を営んでいたと伝えられる。江戸時代には屋号を茶碗屋と称したが、西陣天狗筆記は、ほかの商売から織屋に転業した家としている。宝暦13年に高機織屋仲間が8組になるが、鳥居家には、文久4年の高機織屋八組の木製の株札と副状が保管されている。それによると鳥居家は永字組に属しているが、永字組はおもに、錦・金欄・銀欄・箔織もの類を織っており、安永年間以降からしだいに織物の品が入りまじりになって、区分が不明確になったといわれる。

鳥居家の文書のうち、144点は嘉永元年ころから明治6年ごろまでの、糸・織物などの売買と染物関係の通(かよい)であり、当家の織物の種類や取引先などがわかる。それ以外は勘定書、注文書、反物覚の類が13点、高機織屋八組仲間関係3点、物産引立惣会社出張所規則1点、その他8点がある。

◆Km022 福井(総)家文書

福井家は享保年間から如水町で織物問屋を営んでいた家で、代々笹屋宗兵衛を名乗り、笹宗として知られていた。大正初期からは帯類の織屋である。文書は幕末期から明治初年のものが多く、ほとんどが笹屋宗兵衛家にかかわる。内訳は、証書類44点、商品勘定帳3点、用達依頼関係2点、書状1点、家屋絵図面3点、その他5点である。証書類は、金銀貸借の借用証文や受取証文が25点でもっとも多く、そのほか、別家当主笹屋弥助死亡にともなう別家取凌料・小児養育料受取関係証文、奉公人の身元請合証文、不奉公の詫証文、不奉公による金子返済証文、家屋敷売買関係証文など多様である。なお、家屋絵図面では典型的な京都の商家の間取りを知ることができる。また、福井家は慶応4年4月に岩城家(出羽亀田藩)用達になったこともうかがえる。

◆Km024 麻田(茂)家文書

麻田家は、奈良屋を屋号とする金融関係の商家であったようで、その関係からか、当家

に残されている文書は、13 点が金子借用証文、および関連の請書。奉公人請状が 1 点。年代は安政 6 年～慶応 4 年、すべて奈良屋茂兵衛宛になっている。

◆Km026 伊達(静)家文書

伊達家は、江戸時代には井筒屋と号した織物屋で、文書も大半は江戸時代後期の西陣高機織屋関係のものである。また、幕末ごろの琵琶湖一京都三条間の水位断面略図が残っている。

◆Km027 三上(正)家文書

三上家は、16 世紀以来朝廷、公家および将軍などの織物御用をつとめた御寮織物司 6 人衆の末裔で、和久田家を継いだ紋屋三上家である。ところが、残存する文書は、おなじ 6 人衆のなかで階取家を継いだ錦屋三上家関係のものが多く、また両三上家以外の御寮織物司関係の文書も残されている。この御寮織物司 6 人衆は、一般の仲間とは異なり、のれんわけなどによる同業者の増加、あるいは顔ぶれの変更が全くなく、この文書群の伝来過程そのものが、6 人衆の動向を示しているようにも思える。断片的ではあるが、江戸時代の御寮織物司の活動を知る貴重な史料といえる。

文書の点数はあまり多くないが、年代は慶長から明治にわたっている。商売関係では、御寮織手補任状 2 点のほか、とくに住吉社からの注文書や値段書が比較的まとまったものである。また、御寮織物仲間の定書(元禄 5、天保 12)は、彼らの厳格な職業意識をよく反映したのものとして注目できる。そのほか、左近府の駕輿丁役勤仕関係の証書類、階取家の家伝である義辰記や御寮織物司由緒書(宝永 4、明治 9)なども御寮織物司全般にかかわる史料である。

◆Km028 中村(宗)家文書

中村宗哲家は千家十職の塗師で、初代宗哲が高雅な塗をよくして千家の茶器を作った。代々名工が出たが、なかでも三代宗哲が漆桶宗哲の名で知られる。文書は中村家の家譜、日記など中村家関係記録 9 点、茶の湯・茶器などの記録 5 点、書状 4 点、その他 7 点である。藤村庸軒の中村宗哲伝、嘉永 3 年～安政 2 年の茶会記、慶応 3 年の茶器などの値段書、中村家各代の作風・作銘の記録などがあり、さらに特筆すべきものに書状がある。書状は片桐貞昌、片桐石見守、千宗守、中村八兵衛などのものがあり、書状とともに表装されたなかに、茶の湯の作法の問状に宗旦自筆の返答が書き加えられたものや、千宗左の、千利休茶の湯道具を記した書状などが残されている。

◆Km029 芥川(俊)家文書

芥川家は、江州甲賀郡の郷土、上甲賀二十一家の芥川家からわかれて京都に移り住み、材木屋と号し、西陣において絹織物仲買、のちには質屋を営んだ。文書のうち、このよう

な家柄を語るものに、甲賀二十一家由緒書（文政 5）、芥川家系図、由緒取調書（明治期）、家訓（文政 6）、代々年忌書がある。商売に関して、33 か条にわたる店法（宝暦 12）も注目すべきものである。ほかに、元妙蓮寺町内（芥川家旧地）家屋敷売券 3 通（延宝 4、元禄 6、宝暦 3）、御所御車役譲渡状など。また、特異なものとして、大筒の製法および射法の伝書 2 点（同文、万治 4）がある。

◆Km030 楽(吉)家文書

楽家は、家祖を中国渡来人あめや(阿米也)と伝える陶家で、初代長次郎が豊臣秀吉のもと聚楽第で製陶に従い、千利休ら茶人の指導によって茶陶として大きな位置を占めるようになって以来、代々名工の誉れ高く、現在は 15 代吉左衛門にいたっている。文書は、書状 10 点、覚 1 点、口上書 1 点、そのほか 2 点を教えるが、特筆すべきものは、元禄元年に 5 代宗入によって記された初代からの事蹟である。書状には、長二郎へ宛てた黒筒茶碗注文の書状や、吉左衛門に宛てた光悦の書状などがある。

◆Km032 光清寺文書

まず、伏見宮から杲山(こうざん)和尚への宛行状(寛文 9)、ついで義提による寺再興ならびに寺名改称関係の願書写がある。当寺は寛文 9 年伏見宮貞致親王母慈眼院心和光清の菩提寺として杲山和尚を開基に建立され、宝永初年から再興して光清寺と称した。これは、光清寺略由来書(延享 2)に記される寺伝である。ほかに、宝暦 7 年伏見宮稻荷社境内遷宮諸式記録、安永 5 年から文政 8 年の寺内宗門人別改帳がある。また当寺は、岩倉家の菩提寺でもあり、明治 16 年岩倉具視の遺言で同具綱・具定が差し入れた寄進状も残されている。

◆Km033 岸田陽三氏所蔵文書

すべて岸田氏の収集によるものである。上京区関係のものは、笹屋町三丁目に住した箔屋の家屋敷譲状(文化 7~文久 2) 10 通の手継証文。つぎに、おそらく西陣のある商家で使用されたと思われる「奉公人控書」という小型の帳面は、巻頭に奉公人を雇う時の心得(天保 10)が記されており、商家の雇用関係の好資料であろう。そのほか、下京区夕顔町の慶応 4 年から明治 10 年までの布令留 15 冊、松尾社家松室氏の日次記(宝暦 2、享和元) 2 冊などである。また、「明治文書 自元年至十年 一」と表書きされた冊子があり、これは明治初年の一般的な証書類を集め、整序せずに綴り込んでいるものである。

◆Km034 大橋(理)家文書

大橋家は幕末創業の織物業の家で、現在残されている安政 2 年の大橋家規則は、7 か条にわたって商家のあり方を示したものである。

◆Km035 聚楽教育会所蔵文書

聚楽組に関するものを中心としたきわめて貴重な史料群であり、年代的にも江戸時代の初めから明治初年にいたるまでを包含している。聚楽組は、慶長・元和ごろには成立していたと考えられる上京の町組で、堀川以西、一条以南の聚楽第、およびそれを取りまく武家屋敷街の跡地に形成された町々からなっていた。ここに紹介する聚楽教育会所蔵文書は、元来は上記の聚楽組によって伝えられてきたものであるが、近代に入ってから町組改正後の史料も若干を加えて、聚楽小学校の発展に寄与してきた地域団体である教育会によって保存され、現在も聚楽会館内に特別室を設けて、地域住民の貴重な文化財として守られている。この間、散逸を防ぐために、整理して番号を付したり、卷子仕立てにするなどの努力も払われている。以下、その概要について説明する。

『聚楽教育会三十年誌』によると、もっとも早い年代のものとして、聚楽町に宛てた天正19年の豊臣秀吉地子免除朱印状が存在することとなっているが、当所の史料調査からは、何らかの都合によるものか、写のみで正文はもれている。これにつぐものとしては、慶長5年の関ヶ原合戦直後に発給された徳川家康の禁制写があるが、これには宛所が記されていない。

17世紀段階のものでは、所司代板倉重宗の21か条および同じく所司代牧野親成の9か条などいわゆる京都市中法度をはじめ、元和から万治にいたるキリシタン、糸割符、秤改め等々20余通に及ぶ諸触状がとくに注目される。また聚楽組内の古町である大宮組関係の寛永～明暦期における動きを知る手がかりとなる若干の請書案文もある。さらに、延宝5年に行なわれた野郎遊女改め、および博奕頭母子禁止に関する聚楽組内堀川16町組の各町の請書が、ほとんど遺漏なく残されているのも注目される。これらの17世紀段階の史料は、いくつかの触状写などを除き、その大部分が内容別に卷子に表装されている。

ところで、この聚楽教育会所蔵文書を年代配列してみると判明するのであるが、江戸時代中期すなわち18世紀の史料がまったく見あたらない。正確には延宝5年(1677)から文化7年(1811)までの134年間の文書記録類が、1点も見いだせないのである。この1世紀以上に及ぶ史料の欠落から考えると、聚楽組に関する18世紀を中心とする文書群が、別なかたちで伝来されているのではないかということも推測される。

それはともかくとして、文化から幕末までのものについてみると、文化末年から天保期くらいにかけての町代改義一件に関するものと、文久以降のいわゆる幕末政争の舞台となった時期のものに大別できる。前者では、上京の町組連合である大仲の運営、または町代の身分に関するものが中心をなしている。たとえば、上京大仲の年番・惣代の順廻仕法書、随順町々取■評決書、町組諸入用銀割当書、町代および下町代の町代役勤務請書等である。なお、この時期のものとしては、ほかに聚楽組内各町から提出された家屋敷売買改会所設置反対の返答書も数多く残されている。文久以降のものでは、聚楽組内の一条大宮以南の町々が御用地として収公されようとしたことに対する、文久2年の縄張差止め願書をはじめ、将軍家茂上洛祝儀銀の各町受取証、家持借家人数調査書など、時勢を反映した貴重な史料が少なくない。

明治初年のものでは、上京十五番組 78 名連印の小学校設立基金借入書や、ガラス燈立替え届書案文、造酒屋から京都府へ出された検分願書などがある。なお、大正 3 年の帝国地方行政学会からの秀吉朱印状等天覧通知書も大切に保存されており、地域文化財としての古文書類の保管に対する、学区住民および関係者の関心の高さを示している。

注)文中の「■」は、「口+愛」(あつかい)。

『京都市歴史資料館紀要』2号(昭和60年)に、目録が掲載されている。

◆Km036 御霊神社文書

巻物 2 巻のうち 1 巻には、文書 10 通を収めている。小谷行家社領代官職請文 1 通(明応 9)を除いて、明応から永禄年間の室町幕府奉行人奉書 4 通、永禄 8 年室町幕府禁制、村井貞勝判物、後陽成天皇女房奉書ならびに前田玄以添状など、すべて社領地、境内地、祭礼などに関して保護を加えたものである(いずれも正文)。次に天正 13 年正親町天皇綸旨 1 通も卷子 1 巻に仕立てられている。ほかに享保 8 年から明治 5 年までの、氏子町当社修復等につき寄進証文写帳 1 点と諸記録帳 2 点がある。諸記録帳の 1 点は応永 2 年から文久 3 年までの諸文書の写帳であり、前記巻物 2 巻を含み中世の文書が多く写しとられている。また、ほかの 1 点は寛文 4 年から明治 3 年の、諸宮家からの寄進記録や年中行事日記である。

◆Km037 小寺(保)家文書

小寺家は、江戸時代には百足屋と号する織物商であった。文久 2 年の博多嶋本・精好嶋本帳は、江戸時代の当家の活動を知るほとんど唯一のものである。ただしこのほか、伝来は明らかにしないが、大谷吉継をはじめとする安土桃山時代から江戸時代初頭にかけての多くの書状が残され、その一部は貼交屏風として残されている。

◆Km039 舞鶴(政)家文書

舞鶴家は松屋と号し、江戸時代、禁裏御用を勤めていた家で、近代になり織物の製造にも携わるようになった。舞鶴家文書は同家のこうした家業に関するもので、町関係文書は含んでいない。

まず禁裏に関するものとしては、宝暦 13 年の御即位御用勤方帳(後桜町天皇、宝暦 12 年に即位)以降、後桃園・光格・仁孝・孝明各天皇の即位に際しての勤方帳が弘化 4 年まで 19 点ある。これらの記録は勤方と記されてはいるものの、実際は即位に際しての記録帳とでもいふべきもので、その中には即位についてのさまざまな儀式や献上物の控、行列の次第等々が記されている。またこれらの冊子の表紙あるいは裏には、筆者の田中氏、三宅氏などの姓が書かれている。

ついで記録類としては、日記が 80 点ある。これは「御参勤御用控」あるいは「御用勤控帳」と記されているものであるが、実質は日記と称してよいものである。安永 3 年から明治 4

年までのうち、天保12年以降はその実態に即して「日次帳」と記されるようになる。また筆者は安永3年～寛政4年までが田中善兵衛、寛政5年～寛政11年までが田中健蔵、享和3年～文化7年が再び田中善兵衛、文化7年～文政6年が田中熊蔵、文政8年～文政10年が田中善兵衛、文政10年～文政13年が田中泰祐、天保11年～文久3年が三宅正之祐（ただし、安政6年に三宅を野口と改めている）となっているが、この間、野口瀬兵衛と記されたものが1冊ある。田中・三宅両氏は、稲葉家（豊後臼杵）の家来と冊子の表には記されており、したがってこれらの日記には稲葉氏の日々の動向が詳細に記されて興味深い。

また商い関係文書は、文化以後を中心として58点あるが、御用御通や売上帳、京都地日雇御値段書写など9点の冊子を除いて、ほかはすべて金銭の請取覚などの一通文書であり、帳簿類の残存が少ないために呉服所としての経営の様相を知ることが、少し困難な状態となっている。こうしたもののほかに、文久3年の稲葉右京亮出京一卷、文政2年の女中御抱入一件控、さらに文政元年の御老中大久保加賀守様御上京勤一件など稲葉氏関係の文書がみられる。ただし嘉永元年の豊後国大野都野津院内12か村願文や、文久2年臼杵役所控の和宮様関東御入輿御婚礼濟御祝儀進献留書などは、どのような経緯で当家に伝えられたのかは明らかではない。

以上のほか、金銭の証書類や願書類が少々残されているが、文書の量的面からいって当家の文書の中心をなすのは書状類であり、166点を教える。これらの書状は、書体や紙質などからみて、すべて江戸時代後期から幕末・明治にかけてのものであり、その内容も家の個人的な事柄に関することが多い。ついで絵図類としては、北越官軍進撃略図、嘉永七年類焼以前之建物など5点が残されており、とくに居宅の絵図は、幕末における西陣の商家の様相を知るうえで興味あるものだろう。そして系図1点もある。

◆Km040 諏訪(博)家文書

諏訪家は、屋号を松屋と称し、代々嘉(加)兵衛を名乗った。中立売通室町西入三丁町に居を構え、讃岐高松藩松平家の用達、のちには同藩京屋敷となった家である。慶長年間より京都に住し、禁裏の呉服御用などの用達をしていた。高松藩との関係は、松平頼重（徳川家康の孫、光圀の兄）が廃嫡された時、諏訪家二代栄重が京都で養育し、のちに頼重が高松に入封（寛永17）した際、望まれて用達となったことに始まる。以上の経緯は、文書中の系図（1点）、由緒書（11点）に詳細に記される場所である。以下、同家文書を3グループに大別することにする。

まず第1のグループは諏訪家自体に関する文書である。まとまったものには、同家所持の諸道具の控帳4点、所持家屋敷3か所の沽券状写4点（明和4）、家内年中行事大略控帳3点がある。また123点と多量の諏訪家宛書状が残っており、これは諸方の大名から家臣の名前で出された年頭の祝詞など、儀礼的な内容のものが多い。

第2のグループは高松藩との関係を示すものである。さきにあげた由緒書は、高松藩との関係のみを述べており、このグループに入れてしかるべきものである。また、高松藩京

屋敷として用いられた同家の絵図 5 点（文政 5、天保 3、天保 8 のもの各 1 点、ほかは年未詳）は、部屋割まで克明にえがかれ、京都市中大名屋敷についての貴重な史料である。用達としての活動を示す文書には、高松藩に融通した金銀証文の留帳 2 点（文政元～明治 3）が残されている。

最後に禁裏への出入りに関するグループがある。由緒書によれば、同家は慶長以来禁裏の呉服用達をつとめ、元禄 9 年、藤井（諏訪）信之が従六位下に叙せられて以来、地下官人として賛者という職についていた。この役に関する留帳 10 点（明和 3～明治 11）がまとまって残されている。

以上 3 グループのほか注目すべきものに「中立売式目」と表紙に記された冊子がある。これは、中立売通室町西入三丁町の明暦 2 年改正の町式目を中心に、それ以前の式目、慶長 9 年 9 月 10 日付の十人組に関する町中請書を 1 冊に書き写したものである。明暦 2 年の町式目は、上京区では清和院町について 2 番目に古い町式目である。また、改定以前の式目には、同業者（糸屋・呉服屋）町を積極的に形成しようとする条文があるなど、町研究の上からも欠くことのできない史料であろう。

注）『京都市歴史資料館紀要』2 号（昭和 60 年）に、目録が掲載されている。

◆Km041 木村(宗)家文書

当家はもと坂本屋と号し、近世中期ごろより酒造を業としていた。そのため、現存する文書の一つに明治 4 年の酒造券願書がある。また、寺町今出川付近に数軒の持家があったことを示す売券（元禄、正徳）も 2 通残っている。

◆Km042 谷田太一郎氏所蔵文書

谷田家は、西陣の元中之町において代々織職にたずさわってきた家である。しかし、この谷田家で収集した史料の多くは、家職とのつながりがほとんどみられない。総数 7 点のうち 6 点までが、同じ表紙で同時期に装丁されたと考えられる冊子である。その内訳は、国朝旧章録、京都旧記録、百力条定書（上・下）、京都裁許定書、六条御殿改革行列記（版本）で、いずれも寛政ごろから幕末にかけてのものである。このうちとりわけ注目されるのは、明和～安永期の京都町奉行所の判例集成と推定される京都裁許定書である。これは、京都町奉行所における行政・司法に関する記録類がほとんど欠如している現在、きわめて貴重な史料である。7 点のうち残り 1 点は、明治 29 年の谷田太郎兵衛宛の習業契約証書で、谷田家での織職見習いに関するものである。

◆Km043 小出哲太郎氏所蔵文書

3 点は一連の図巻であり、元治元年の戦火による京中の騒動をはじめとして、慶応 3 年ごろまでの京都の世相を、庶民の動きを中心に、絵と詞書で生き生きとえがいたものである。成立の経緯は不明であるが、それを考察する鍵となるものに、この図巻とほとんど同じも

のと考えられる竹内(新)家文書中の明治兵乱之記(2巻)がある。明治兵乱之記は、前川五嶺筆のものを、絵を品川友僊、詞書を安雙鶴が分担して写したもので、成立年は慶応3年である(書名は、後年に付せられたのであろう)。小出氏所蔵の図巻を詳細にみると、巻子の分け方は異なるものの、明治兵乱之記と絵も詞書もその筆づかいがまったく一致しているといってもよいほどよく似ており、前川五嶺筆の原本図巻や明治兵乱之記の流布本問題を考える貴重な資料でもある。なお、明治26年に尊攘堂から出版された著名な前川五嶺筆の『甲子兵燹図』は、これらの図巻のうちの主要部分を収めたものである。

◆Km044 吉井(清)家文書

吉井家は帯屋と号し、呉服商を営んだ家である。文久3年將軍家茂上洛時の土産銀受取覚によれば、当時は柳馬場二条下る等持寺町に住んでいたものと判断できる。その後、慶応4年4月に芝薬師町の家屋敷を購入し転宅してきたことが、売渡証文そのほかから明らかである。文書は幕末から明治20年代にかけてのもので、その内訳は、上記の家屋敷売渡証文のほか、譲状(慶応4、明治4、明治11)などの証文が10通。ほか2点は、明治26年8月に刊行された『甲子兵燹図』上下巻である。これは、元治元年蛤御門の変につづいておきた未曾有の大火“どんでん焼け”の記録である。

◆Km048 奥溪(修)家文書

奥溪家は代々宮中出入りの御殿医であるが、医学そのものにかかわる文書はなく、曲直瀬家系図、曲直瀬道三画像などが医術の家としての片鱗をうかがわせる。しかし、当家人によって記された、弘化5年と明治8年の日記の随所には医学関係の記事も見受けられる。また、宮中との密接な関わりからか、信長黒印状(年未詳)、里村紹巴書状、徳川秀忠書状、後陽成天皇宸翰、松平春嶽書状などの重宝も伝えられている。

当家はまた、豊後大友家の旧臣であったといわれ、そのため大友家関係の書状が多く残されている。大友義孝書状8通、同孫三郎書状7通、同義珍書状14通、同丹次郎書状15通など大友家の書状と、同家家臣の書状63通とが当家文書の書状類の大部分を占めている。

さらに当家文書の特徴をあげるならば、点数は若干ではあるが西ノ京村関係の文書があることであろう。これは当家が西ノ京の居住者であり、また地主であったことによる。寛永元年と2年の歳納米皆済覚書、元文4年の内野新長者町住人よりの地頭奥溪家への差入証文、内野新長者町地面支配についての覚書(年未詳)などが残されている。洛中の町続き町のあり方も示していて興味深い。

全体的には証書類が152点と過半数で、その中でも奥溪家関係の銀子預り証文が多く、そのほか、願状、和歌詠草、宗旨送状、江戸城近辺図などの絵図類がある。

◆Km049 大塚隆氏所蔵文書

内容は、大塚氏の収集にかかる文書、記録、版行および手描の絵図、瓦版などである。

このうち、上京区の町文書をあげれば、築山上半町の宗門改帳 8 冊（天保 8～慶応 2）、瑞竜寺豎門前町の町用支出簿（毎年 7 月 12 月両度の決算を記す。享保 10～寛保 2）および寺請状留帳（宝暦 4～10）各 1 冊、米屋町（京極学区）地価地租取調帳（明治 13）1 冊、以上 11 点である。なお、北区小山町の触留帳（寛政 11 年 12 月 26 日の長文の触）1 冊も、同町が江戸期には上京の町組に属していたので、上京の文書とすべきであろう。他区の町文書には、三条油小路町（中京区）の町式録（文化年間の出銀規定ならびに臨時事件処理記録）1 冊、東生洲町（中京区）の年貢地絵図町控（宝暦 7）、和泉屋町（下京区）の家券町控 4 冊・年貢地書上帳（寛保元）1 冊・高瀬川浜地借用記録留帳（嘉永 4）1 冊、建仁寺領西河原町（東山区）の検地帳（宝暦 4）・券状帳（明治 3）各 1 冊、以上の 10 点。

このほか、文書・記録類で主なものには、宮川町の遊女芸者人数書上（安政 6）1 冊、四条河原年貢地持高帳（文政 10）1 冊、愛宕郡吉田村水帳（承応 3）、高瀬川水運に関する、下り荷物積方帳・高瀬川水運記録集成・三郷薪屋仲間名前帳（明治元）各 1 冊、下京第九区有税諸車仕訳帳（明治 9）2 冊、西院・壬生・千本廻り 3 か村領主別石高書上（天保 5）、山城国八郡領主別村高帳 2 種（1 種は宝暦 7）8 冊などがある。また、元来町組あるいは村の文書にいれるべきと考えられる手描絵図類には、下京十三・十五両番組町別家並図（明治 3）各 1 冊、西八条村辺土居絵図（寛文 9）、西七条村用水絵図（天保 2）など、下京・南区を中心としたものが多く収集されている。

◆Km051 塩見佐一郎氏所蔵文書

塩見家に所蔵される文書は、(1)西陣織関係、(2)町組関係、(3)今宮神事行事関係、(4)元文 3 年の御定箇条書写に分類できる。(1)には江戸時代中期以降、西陣機業の衰微に直面して、高機八組など織職・組職 28 組が、困窮の原因を箇条書にして、神々に祈願した祈願書類の写がある。(2)は文政 2 年の軒役改などの記録や、奉行所から古格を尋ねられた差上帳控、年頭拝礼の記録である。(3)には弘化 4 年の行事見習町の勤方諸入用控、行事町の規則書がある。

◆Km052 前出(宏)家文書

前出家は、造酒屋である。文書の大部分が金銭貸借関係のもので、金子借用証文、金子請取証文、返済方取決証文など、35 点を教える。各種の講の請取通と、そのほかの勘定覚も 15 点ある。酒造に関係するものは 6 点で、そのなかに、作株譲渡証文、鑑札写と奉行所からの申渡しの請書写がある。そのほかは多様で、家屋敷沽券状改の証文と写、馬場氏や高橋氏の系図、書状、乳母奉公人読書などいろいろである。特記できるものに、天保 6 年に但馬出石薄主仙石久利（通称道之助）が、家来のことで 28000 石余を削減された事件に関し、仙石道之助家来の風聞書、生野銀山北役人の仙石家中一件に箇条申上書写、仙石道之助家来の御仕置落着覚書がある。

◆Km053 西田(ア)家文書

系譜 1 点と使庁役要用抜書帳 2 点がある。系譜は、代々使庁の役人であった西田家の役職と姓を延享 2 年に相続した田中致維の父宗重から 11 代を記す。つぎに、抜書帳の 1 点は元和 3 年から享和 2 年の使庁役の職務記録で、4 代目西田満郷が写したものであり、獄舎等の絵図もみられる。また、西田家由緒書の写を含む。そしてもう 1 点の抜書帳も享和 3 年から文久 3 年の使庁役の職務記録であり、いずれにしても近世の使庁の実態を示すものとして注目される。

◆Km055 原(在)家文書

江戸中後期、京都の代表的な写生派の絵師であった原派の元祖は原在中である。当家の代々は、中立売室町西入町および小川中立売上町に居住していた。在中は狩野派の石田幽汀に学び、その精緻な画風には定評があり、多くの作品を襖絵そのほかに残している。当家所蔵の文書は、原家に伝わるもののごく一部に過ぎないが、親子内親王御下向御首途供奉帳をはじめ、和宮下向行列行粧についての詳細な記録がある。おそらく行粧図製作のための基礎資料であったとみられる。当家にはこのほかスケッチ類が多数存するが、付言すると、京都府立総合資料館に原家文書 104 点があり、そこには天明～文久にいたる日記、日次雑記などが収められている。なお、梅戸家にも原家関係の文書、画帖が残されている。

◆Km056 宮崎(つ)家文書

宮崎家は、代々炭屋茂兵衛を名乗り、材木商を営んだ家である。残されている文書は、松植町(中御霊裏町)年寄五人組町中宛の家屋敷譲状の控 2 通(文久 3、慶応 3)と、材木の売買取引についての村木支配所の定書(年未詳)である。

◆Km057 高田(晃)家文書

高田家には、明治のはじめごろに邏卒を務めている者がいた。その関係で明治 5 年から明治 8 年までの邏卒の公用日記である邏卒諸控記 1 冊が残っている。また、当家の家屋敷にかかわる証文には、天保 9 年の銀子借用引当証文、明治 19 年の建物譲渡証などがある。明和 4 年から文化 11 年にいたるまで手継の形で残っている十念寺前町南側の家屋敷の売券状は、おそらく当家が十念寺前町の家屋敷を買得した際に受け継いだものと考えられる。また、当家に所蔵されている経緯は明確ではないが、幕末ごろの政治状況を聞き書きした乞食袋という冊子も保存されている。

◆Km058 安達(要)家文書

安達家は、大黒屋と号し西陣織の織屋を営んでいた。織屋関係では、天保 11 年および文久 4 年の、高機八組のなかの松組の株札副状が残されている。ほかに明治 9 年と 10 年に安達家が犬小路東町の地所ならびに建家を買得した時の売渡証書など 4 点がまとまったも

のである。

◆Km060 益田家文書

益田家は、文政ごろにはすでに禁裏に出入りしていた彫物師の家で、文政 13 年には苗字帯刀を許可されている。その関係からか、文政 13 年の宿所御届書、御番所勤方人数覚(年未詳)、士族家禄金証書の写(明治 9)などが残されている。そのほか、元治元年の救米についての木版摺の触書、京都府布令、読売新聞号外(明治 30)など、内容は多岐にわたっている。

◆Km061 嘉楽中学校所蔵文書

嘉楽中学校には、昭和 5 年に写された嘉楽校沿革誌と、明治初年の小学校建営関係の文書を中心に保管されている。小学校建営に関するものは、般舟院の土地建物などの購入関係、区内の学校や療病院への寄付に対する京都府からの賞状、地券願書、地券などである。小学校建営に際し、区内全町の年寄・議事者連印の、京都府から借用した金子の借用証文が貴重である。なお、学区内の功労者織物製造業時岡利七の功績書、履歴書が残されている。

◆Km065 平岡家文書

京都所司代配下の役人であったと思われる平岡政忠の日記(嘉永 5～明治 2)3 冊である。当時の文書が手まめに写し取られており、役人の眼でみた幕末の政治情勢が詳細に記されている。ただ第 1 冊目の汚損がはげしく、解読不可能の部分の多いことが残念である。

◆Km066 平岡峰太郎絵日記

平岡峰太郎氏(昭和 50 年没)は平岡政忠の子孫で、同氏が残した絵入りの日記 16 冊を「平岡峰太郎絵日記」と総称する。個々の表題は「おか平(平岡を転倒)絵日記」「或る日ある時」などさまざまである。年代は明治 41 年～42 年、昭和 18 年～32 年(欠年あり)、別に昭和 40 年代の絵入りの随想などがある。いずれも洒脱な彩色のスケッチが入っている。なお、ほかに現在所在不明の分があり、その一部が『暮しの手帖』第 96 号(「戦争中の暮しの記録」特集号)に貴重な庶民生活資料として紹介されている。

◆Km069 柴田よし氏所蔵文書

柴田家の文書はすべてが明治初期のもので、そのうち 6 点が上京三十番組小学校(後の春日小学校)建設関係の文書で占められている。これは柴田家の先祖にあたる豊屋与兵衛の私宅が小学校建設用地となったためであろう。同じくこれに関連して、小学校建営についての有志の寄付金綴帳、小学校開校出勤帳がある。さらに御一新についての明治元年の京都府布令も残されている。

◆Km077 平野(晃)家文書

平野家は、公家広橋家の家臣で清原氏を称することもあった。一族の内には近衛家に仕える家もあった。文政6年に平野家は家屋敷を一条通新町西入元真如町に買得しているが、平野家の先祖はその後、愛宕郡田中村の広橋家別荘に住み、明治4年に堺町通丸太町下る橋町に居住し、同6年に新烏丸頭町に移っている。明治7年から14年までは、広橋家に従って東京へ行き、小石川区関口水道町に寄留していた。

文書は幕末から明治期のものが多く、ほとんどは平野家に関する文書であるが、広橋家、日野西家、浄土宗恵聖院、そのほかの家に関するものもある。文書の内訳は、平野家の土地建物の相続・売買、土地建物を抵当にした金銭貸借に関する文書が21点、家禄下賜証書写、諸届書控など、平野家にかかわる文書11点、広橋家・平野家の金銭勘定覚6点、広橋家・日野西家・恵聖院の家領および家政関係文書11点、書状9点、そのほか11点となる。金銭出入覚から明治初年の旧公家の地域社会との関わり的一端を知ることができたり、諸届書控から明治中期までの平野家の動向を知ることができて興味深い。

◆Km080 左官仲間高屋町組文書

喜多尾家は分銅屋と号し、左官業を営んだ家である。当家に直接関連するものは文久2年の御得意様名前帳と明治21年1月に発行された木製の鑑札である。そのほかは、当家が属していた左官仲間高屋町組に代々伝えられたもので、明和3年に作成された永代帳がもっとも古く、組にとっての重要な申合書や触などが元禄16年から集大成されている。また、京都の左官仲間20組が列記されている大仲大帳面（安永～寛政）や二条城工事控（安永～文政）、ほかに文政地震後の手間賃賃上げ禁止申合せなど、寛政から幕末にかけて何度も改定された仲間定の類もあり、仲間の活動がよくうかがえる貴重な史料である。

◆Km081 小西康夫氏所蔵文書

当文書は、禁裏外記局に関する文書を主体としており、小西家という家の歴史を語る文書はまったく含んでいない。当文書が小西家に伝えられるようになった経緯については明らかではない。ただ当家の先祖は、淀藩の藩士であったが、一時期禁裏に出入りしていたと伝えられており、そうした関係から当家に所蔵されるようになったものだろう。しかし、その時期については不明である。文書群全体をみると、全501点の大部分が外記局にかかわるものであり、そのことから、おそらくこれらの文書群は、かつて外記局が大外記押小路家に伝えられていたものが、いつのころからか当家に伝えられるようになったものと考えられる。

全501点を時代別に区分すると、慶長以前の中世文書が143点、それ以後の近世文書が123点、年紀が不明ながら内容・書体等から明らかに中世文書と判断されるものが60点、近世文書と判断されるのが175点となっており、明治以後の近代文書は、まったく含まれていない。また正文、案文、写を問わず年紀のもっとも古いものは保安2年（のちの写）で

あり、万延元年がもっとも新しいものである。文書群全体の内容的特徴は、外記局に関するものであるが、それらの内容は一定せず、きわめて多方面にわたっている。以下、時代別にその概略をみることにする。

中世文書には、門跡寺院関係、酒麴役関係、洛中町々の地子銭関係、そして書状類とに大別できる。門跡寺院関係には、仁和寺、大覚寺および春日祭等に関するものがみられ、前 2 者の場合は主として所領関係文書が含まれて、とくに清和院領富坂庄関係文書が数点みられるのが注目される。また酒麴役関係は、永正・大永を中心としながら永禄にまで及び、小舎人・雑色の酒麴役についての造酒正押小路家からの発給文書、室町幕府奉行人奉書案、さらには女房奉書などがみられ、なかでも永正年間の洛中洛外の酒屋名簿が注目される。これらはすべて未発表のものであり、中世後期の商業史に一石を投じる史料となることは疑いない。また永正年間を中心とした酒麴役銭の受取状類、あるいは永禄年間を中心とした外記町の畠地子帳などもみられる。

ついで近世文書についてみると、そのほとんどが大外記宛の文書、あるいは外記方発給文書によって占められている。したがって中世文書と同じく、その内容は多岐にわたっている。いま試みに近世文書を年代別に区分してみると、(1)元禄年間まで 18 点、(2)宝永～宝暦まで 26 点、(3)明和～文政まで 28 点、(4)天保～万延まで 51 点となっている。(1)においては慶長 20 年の禁裏役人 85 人の知行分書上げ(案文)が注目され、また板倉周防守重宗の菩提院宛の書状、重宗宛の禁裏役人の下行米受取状などがある。(2)においては、延享～宝暦の鴨川筋普請の入用銀についてのもの、あるいは賀茂祭行列次第などがあり、さらに(3)においては寛政 7 年の女院崩御についての鳴物停止等の触や、あるいは文政 11 年～12 年の諸公事触状留がある。そして(4)には天保～弘化の年紀をもつ新嘗祭・豊明節会等、行事関係の文書が多いが、なかでも嘉永以後の異国船渡来による朝廷内官人の動揺を抑えるための廻状が、3 点ほど残されている。

最後に年紀不明の近世文書は、朝廷の行事関係、あるいは書状類がその多くを占めている。

注)『京都市歴史資料館紀要』2 号(昭和 60 年)に目録が掲載されている。

この他、私家版による『小西家所蔵文書』・『小西家所蔵文書図録』があり、前者には久留島典子「戦国期の酒麴役」(石井進編『中世をひろげる』)が再録されている。

◆Km083 高井(新)家文書

高井家は、明治 39 年に永楽家から油橋詰町の宅地を購入して、御池通両替町西入竜池町から移転している。それを示すのが、永楽善五郎の宅地売渡証書である。ほかの 4 点は、直接上京区にかかわるものではないが、中京区金吹町の土地売渡証や同区竜池町地券、装束衣文方入門許状など高井家関係のものである。

◆Km085 護浄院文書

護浄院は、清荒神の所在で有名な天台宗の寺院である。撮影収集文書は、徳川家康黒印状、豊臣秀吉および秀忠から家茂までの徳川家代々の朱印状で、すべて正文。ただし、家宣と家継のものを欠く。これは、ほかにも「石清水文書」など同じ例があることから、はじめから発給されなかったとも考えられる。いずれも葛野郡西院村における寺領の安堵状（秀吉朱印状は替地の宛行状）である。これ以外に、未撮影分の文書では延享から明治の日次記が50～60冊、縁起等を抄出して、明治3年に京都府へ提出した報告書の控1冊がある。

◆Km086 桃藪小学校所蔵文書

桃藪小学校には、学校沿革誌が2冊保管されている。いずれも明治20年以降のもので、1冊は教則の変更、卒業生徒数と試験成績、児童数と授業日数など、もう1冊は学校経費費消額と授業料額、職員の進退などが記述されている。

注) 桃藪小学校は、平成7年3月に閉校し、西陣中央小学校となっている。

◆Km087 荒木(正)家文書

荒木家は、室町通丸太町上る大門町で両替・呉服商を営んだ家である。京本店のほかに、江戸にも両替店を開設、享保年間には幕府の為替御用達の列に加わった。『京羽津根』（元治版）には御為替方御用達十人組のひとりに荒木伊右衛門の名が記される。文書も大部分が両替店の営業向きに関したものである。まず、同家の代々については系図によって詳らかである。また、元禄からの店法や家訓の類が14点まとまっていて、家業の相続を核として、一定の原則にもとづいた堅実な営業を指向していたことがうかがえる。

両替店の機能の一つに金銀の貸付業務があり、荒木両替店も大名をはじめとする武家方への金融を取りあついていた。文書の中には、阿部家(備後福山)、牧野家(常陸笠間)の両侯への度々の貸付に関する一件記録(証文、一件留帳、書状など)がある。これには、負債を無利息長期の年賦で返却したいとの嘆願が記されるなど、大名の窮乏が如実にあらわれている。明治4年の書上によれば、このほかにも、林(上総請西)、土井(下総古河)、板倉(備中松山)、松平(越前福井)の諸侯へ融資を行っていた。また、東西京都町奉行の配下への融通に関する同様の記録も残っている。以上は家業向きでまとまっているものをあげたが、荒木家所蔵の文書は2冊の帳面に目録化されており、家業相続のためにはらわれた努力の跡がうかがえる。

幕末から明治にかけて、同家は種々の事業を手がけ、その一つに養豚会社協救社への出資がある。荒木家からは相当の出資をしたらしく、出資金預り証書類が多数残されている。さらに、計画だけに終わったと推測されるが、慶応元年に、西高瀬川と堀川を結ぶ通船路を開くことを出願した願書があり、幕末の西高瀬川計画の新しい史料として注目できるであろう。

◆Km088 成逸小学校所蔵文書

成逸小学校には、本校沿革誌が保管されている。成逸校の創立事情と沿革がくわしく記述され、明治期の教員の動静がよくわかり、明治 37 年 11 月以降は日誌風に学校行事や学区行事が記述されるので、当時の学校行事の様相を知ることができる。

注)成逸小学校は、平成 9 年 3 月に閉校。

◆Km089 乾隆小学校所蔵文書

乾隆小学校では、学校沿革史と学校沿革誌資料によって、明治初年からの学校の沿革が明らかになる。乾隆小学校増築資金寄付者名簿は、3 巻の巻物にして保管されている。職員履歴簿は、とくに明治期の教員の学歴を知る貴重な資料である。

◆Km090 翔鸞小学校所蔵文書

翔鸞小学校には、学校沿革史が保管されている。新しく書き写されたものであるが、校名の由来と明治 6 年 4 月以降の略史が年表風に記述されている。なお、校下の幼年教育施設として、翔鸞・清和各幼稚園、北野保育園の略史が加わっている。

◆Km095 北野会館所蔵文書

寿仲間定と上七軒廓定が 1 巻の巻物に表装されている。寿仲間定は上七軒の遊女屋仲間の定で、年紀はないが、その内容から寛政 2 年以後のものと考えられる。上七軒廓定は明治 5 年 5 月の摺物で、人身売買禁止令の出る直前のものである。

◆Km096 中山(安)家文書

中山家には、若宮堅町の宗門人別改帳 1 点、家並番地絵図 1 点のほか、中山家にかかわる文書 3 点が残されている。そのうちの証文綴は借用証文、奉公人請証文などで、そのほかは、中山米穀商屋敷方位図 1 点、算法書 1 点である。

◆Km097 北村実氏所蔵文書

上京区第六組（翔鸞学区）の米穀商組合文書である。全 10 か条からなる組合規則（明治 18）と第三組（乾隆学区）、第七組（嘉楽学区）が各組合と取り交わした三か組米穀商約定証の綴である。ほかに戌亥組米屋仲間の証文箱があり、文化 2 年改の目録が貼付されているが、文書は所在不明である。

◆Km100 秋江(喜)家文書

秋江家は、明治 4 年ごろは宮内省内舎人局の直丁(じきちょう)として奉仕している。文書は、宮中对屋口往来常断写(明治 2)、宮内省内舎人局官人名簿(明治 4)など、明治初期の宮中関係のものである。

◆Km103 小川小学校所蔵文書

1点は上京十二番組会社記と題した冊子で、明治2年11月の同組小学校会社設立願書(各町年寄連印)が収められている。もう1点は、明治3年の上京十二番組町別家並絵図面で、明治6年に正しい縮尺で描いた線が朱で加えられている。

注)小川小学校は、平成7年3月に閉校。

◆Km105 河村(篤)家文書

まず西陣織屋高機八組の永代帳。これは、延享年間からの八組への達し・仲間定などを嘉永6年仲間再興の時に集成したものである。河村氏は緞子屋の屋号で永字組に名を連ねている。ほかに株札副状(文久4)、国産糸登せ願書がある。

◆Km108 土山家文書

土山家は代々近衛府随身を勤め、江戸時代には寺町通広小路下る東側に居宅を構えていた。文書の大部分は土山家の家譜に関するものであるが、ほかに居宅絵図が2点、乙訓郡白井村にあった土山家の領地関係文書が1冊ある。

◆Km109 西岡(元)家文書

西岡家は、江戸時代には地下役人を勤めた家である。文書は西岡家に直接かかわるものは、岡本清淳編集の当代までの系図のみで、そのほか、天皇・宮家の系図、御所近辺の公家町・役人町の絵図2点、享保6年の岡本筑後守知行届が残されている。

◆Km110 滋野中学校所蔵文書

滋野中学校には、明治10年の上京第二十区総絵図、学事統計、本学区之精華、台風被害関係書類が保管されている。本学区之精華は「付市功労者略伝」のサブタイトルがあり、伊藤仁斎、榎村正直、北垣国道、川島甚兵衛の事蹟を記述している。

注)滋野中学校は、平成14年3月に閉校。

◆Km112 中立小学校所蔵文書

中立小学校には、学校沿革史と中立学区誌のほか地図類が保管されている。学校沿革史は歴代校長名、学校創立の起原と編年史、中立学区誌は学校創立50年記念誌として叙述されたもので、学校創立起原から始まり、学区、町数と人口、校地校舎と学校経費、学区・学校関係者名、校長・教員名などが記されている。地図類では、明治9年の上京第十七区町々図面、上京第十三学区各町戸別略図、校地図などがあり、学区内各町々の状況を克明に知ることができる。

注)中立小学校は、平成7年3月に閉校。

◆Km114 加藤(房)家文書

加藤家はもと沢屋と号し、播磨大掾を受領し菓子屋を営んでいた。仁和寺の菓子用達をつとめ、調進する菓子の盛りあわせ方記録帳が 2 冊残されている。また、その他の諸家への調進分の記録帳が 3 冊。ほかに系図 1 巻、地券 1 枚。

◆Km116 正親小学校所蔵文書

正親小学校には、本校沿革要誌と正親校沿革誌が保管されている。本校沿革要誌は、郷土教育の指導資料になるもので、学区の沿革が古代から記述されている。正親校沿革誌は、校舎沿革図を入れながら明治期の様子をくわしく記述している。

◆Km117 中村(隆)家文書

中村家は、平野屋と号し天鷲絨の織屋を営んだ家である。文書は幕末から明治初年に集中し、ほとんどが奉公人請状や金子借用証文などの証書類である。めずらしいものとして、明治 11 年 9 月付の西陣織物業申合条約書がある。また、当家との関係は不明だが嶋屋音次郎宛の証文 3 通も残されている。

▲[TOP](#)へ